

【船舶と陸地との間の交通等で指定されている交通場所】

外国往来船（機）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合は、税関長が指定した場所（関税法施行令第22条第1項）を経由しなければなりません。その指定した場所以外の場所を経由する場合には、税関長の許可が必要です。（関税法第24条第1項）

また、交通が貨物の授受を目的とする場合には、税関長が指定した場所を経由する場合であっても、税関長の許可を受けなければなりません。（関税法第24条第2項）

今年2月に京浜港（横浜地区）において横浜税関長が新たに「指定した交通場所」を追加しました。

追加した交通場所は以下のとおりです。

- ・南本牧ふ頭MC－3号岸壁